

# 生活福祉資金 新型コロナウイルス特例貸付 償還(返済)開始以降の返済免除の手続きについて

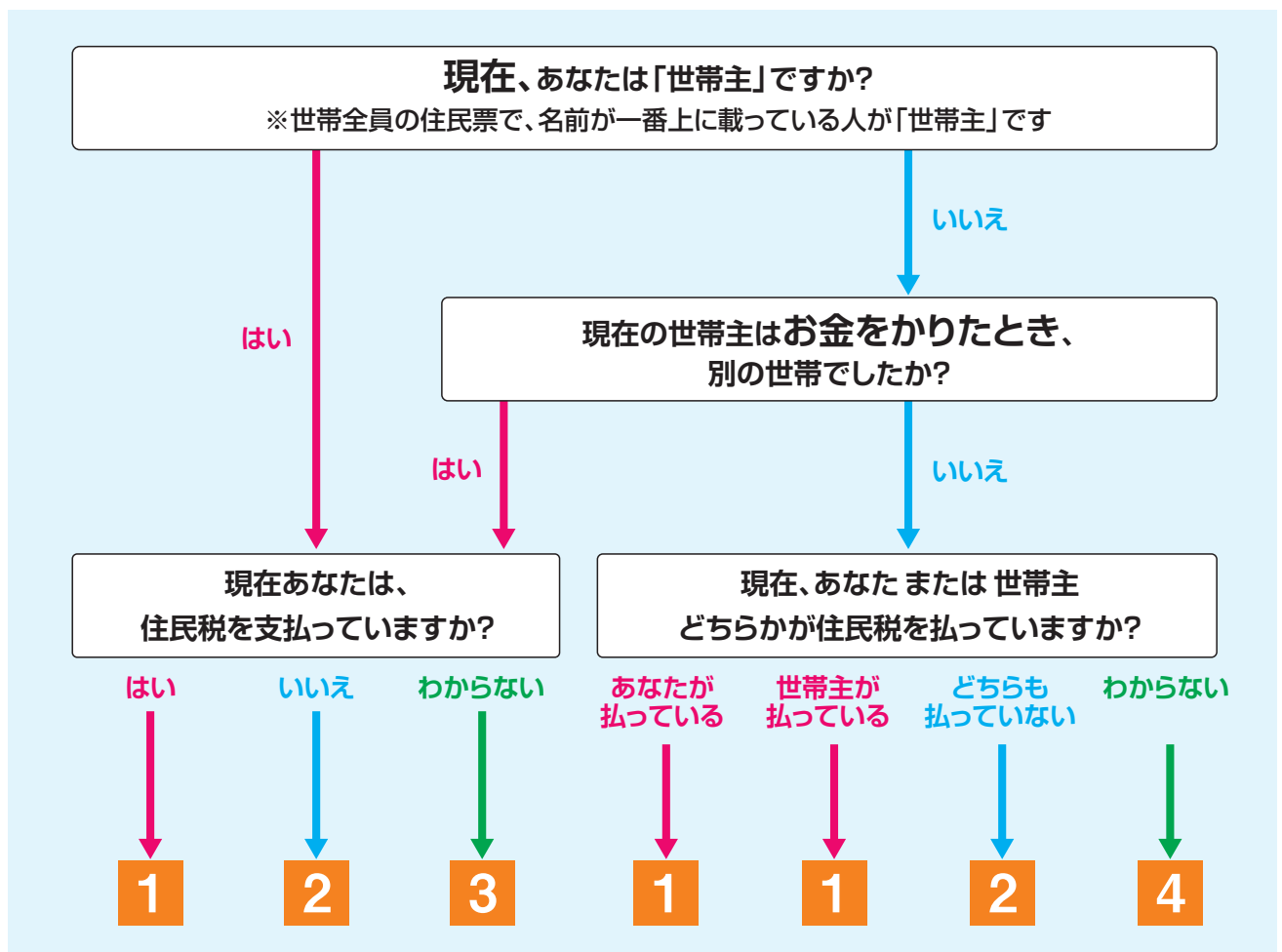
あなたが借りた特例貸付(緊急小口資金・総合支援資金)で、現在、償還(返済)中であっても、国が決めた要件にあてはまる場合は、基準月(償還開始月)以降「償還免除」となり、お金を返済いただく必要がなくなります。この書類をよく読んで、必要な手続きをおこなってください。

## 1 償還免除の手続きについて(次年度以降非課税の場合)

償還免除は、国の決まりにより、借りた資金の種類ごとに**別々に**手続きが必要です。

返済中であっても、「あなた(借りた人)」と「あなたの世帯の世帯主」が両方とも「住民税均等割・所得割どちらもが非課税(=0円記載)」とわかれば、償還(返済)一部免除の対象となります。

## 2 償還免除の対象かどうか確認してください



1 償還免除にはなりません

2 償還免除の申請をしてください → 4へ

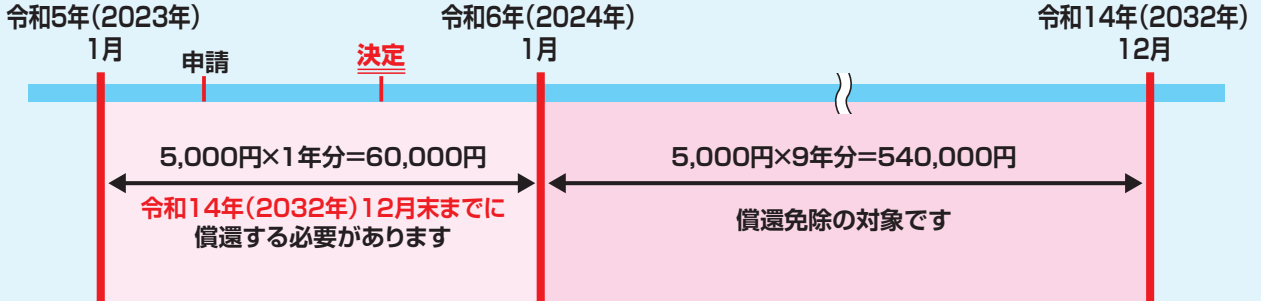
3 あなたが「令和5年度(2023年度)住民税非課税」かどうか確認してください

4 あなたと世帯主が「令和5年度(2023年度)住民税非課税」かどうか確認してください

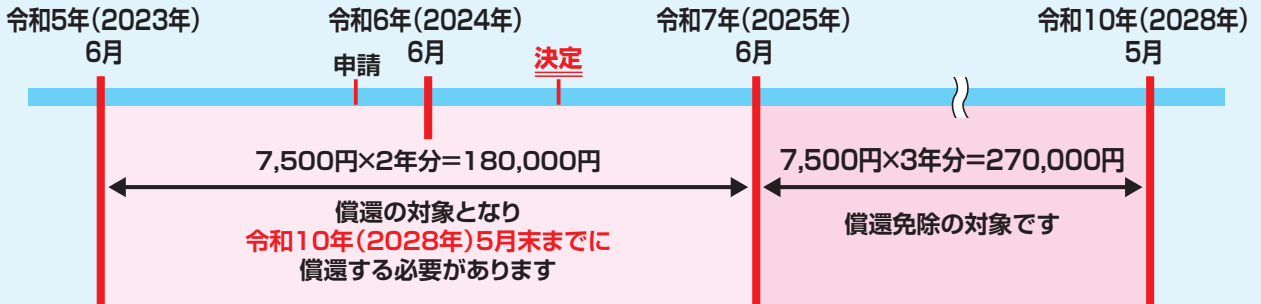
### 3 償還免除金額は貸付の契約や申請のタイミングによって異なります。

免除申請をし、決定した以降、最初に到来する「償還開始月」以降の計画額が免除となります。

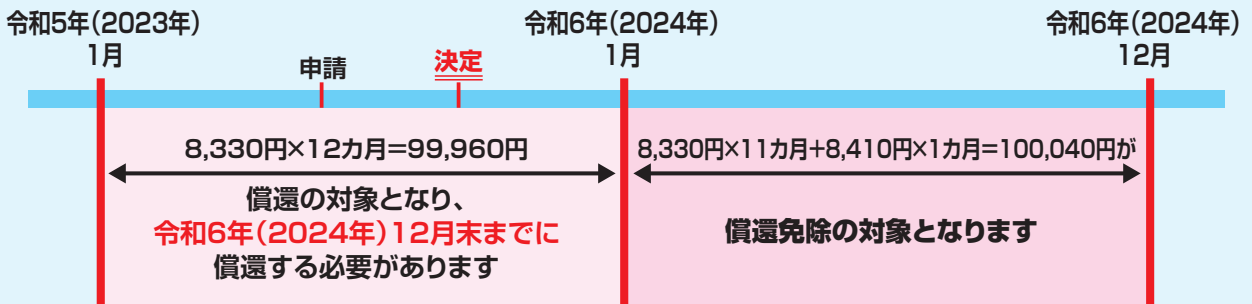
例1) 総合支援資金(初回貸付)60万円を、令和5年1月から10年で償還する予定の場合



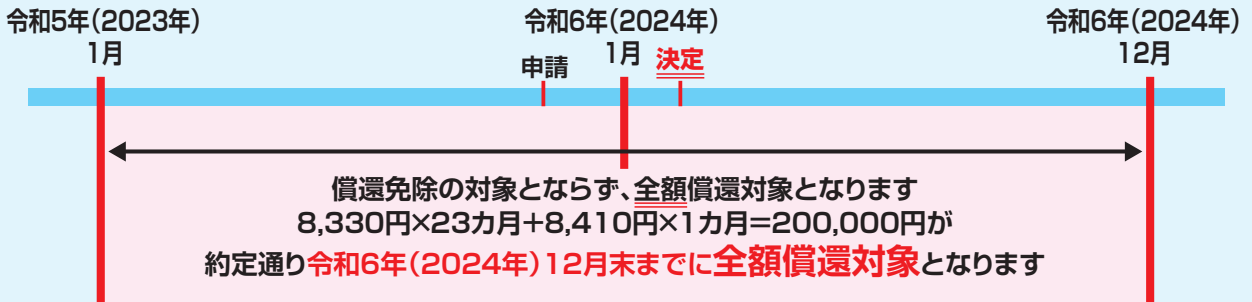
例2) 総合支援資金(初回貸付)45万円を、令和5年6月から5年で償還する予定の場合



例3) 緊急小口資金20万円を令和5年1月から2年で償還する予定の場合①



例4) 緊急小口資金20万円を令和5年1月から2年で償還する予定の場合②



※ 償還(=返済)期間を 1年未満 で設定された方は 対象外 となります。

## 4 償還免除の申請方法 – 償還免除の要件があてはまる方の手続き方法 –

### ▼申請締切日

令和5(2023)年10月31日(火)【当日消印有効】

※申請期限を過ぎた場合、免除決定額に差異が生じる場合があります。

### ▼必要書類

下記3種類の書類を提出してください。

書類不備や申請書の記入漏れがある場合は**再提出が必要となり、免除決定額に差異が生じる場合があります。**

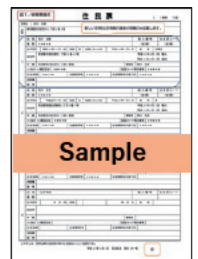
※償還免除申請書の書き方は、申請書裏面「記入例」をお読みください。

【重要】 提出する書類	
1	免除申請書(様式1-1)うすみどり色枠(貸付が複数ある場合はすべて提出してください)
2	世帯全員の住民票(世帯主の記載あり。マイナンバー記載なしで発行3ヶ月以内のもの) ※発行手数料は申請者負担です
3	非課税証明書(あなたと世帯主分/あなたが世帯主の場合はあなたの分のみ) ※非課税証明書又は課税証明書で「住民税均等割・所得割どちらも0円」 ※発行手数料は申請者負担です

※この書類と一緒にいるうすみどりの返信用封筒に入れ、切手を貼って郵送してください。

### ●住民票について

項番	必要な条件	チェックリスト
①	続柄の記載がある ※世帯主の記載必要	<input type="checkbox"/>
②	世帯 <b>“全員”</b> の住民票の原本と相違ないことを証明するものと記載がある。	<input type="checkbox"/>
③	マイナンバーの記載がない	<input type="checkbox"/>
④	事務センター到着日を起点に3ヶ月以内発行	<input type="checkbox"/>



市区町村によっては、それぞれ様式が異なります。

一人暮らし世帯であっても、「世帯**“全員”**の住民票の原本と相違ない」という一文が入っていることが必須となります。

また、**広域交付住民票は本申請には使用できません**ので、御注意ください。

### ▼セルフチェック欄

封入前に必ずチェックし、✓を入れてください。		セルフチェック欄
1	免除申請書(様式1-1)うすみどり色枠 (貸付が複数ある場合はすべて提出してください)	<input type="checkbox"/>
2	世帯全員と記載のある住民票の写し (世帯主の記載アリ、マイナンバー記載ナシ、発行は到着日を起点に3ヶ月以内) ※発行手数料は申請者負担です ※広域交付住民票は本申請に使用不可	<input type="checkbox"/>
3	令和5年度(2023年度)非課税証明書 (あなた;借受人と世帯主分/あなたが世帯主の場合はあなたの分のみ) ※住民税均等割・所得割の両方が <b>“0円”</b> 記載 ※発行手数料は申請者負担です	<input type="checkbox"/>

## 5 償還(返済)免除申請の結果のお知らせについて

償還免除となったかどうかに関しては、千葉県社会福祉協議会から **令和5(2023)年の12月以降**に順次**郵送**でお知らせします。 **電話では回答いたしません。**

少しでも早く結果を送付できるよう対応しておりますので、審査状況や結果に関するお問い合わせはお控えくださるようお願いいたします。

なお、生活保護受給中に貸付申請を行い、貸付を受けていたり、**同一世帯で重複して貸付を利用**されていたり、本貸付申請や免除申請において**虚偽がある場合など、不正な貸付が認められた場合は、一括償還**をしていただきます。

## 6 償還(返済)免除にならないとき

引き続き、償還(返済)をお願いいたします。

既に、返済用の口座登録をしている方は、口座登録は不要です。払込取扱票で償還(返済)中の方は、償還(返済)用の口座登録をお願いいたします。

## 7 そのほかの注意点

- ・ 申請期限を過ぎた場合、免除決定額に差異が生じる場合があります。
- ・ 提出書類に不備が発生した場合、審査が中断するため、免除決定額に差異が生じる場合があります。
- ・ 事務センターへの直接提出は固くお断りいたします。
- ・ 事務センターポストへの投函もお控えください。
- ・ 必ず、切手を貼って郵便ポストへの投函をお願いいたします。

【申請・問い合わせ先】

**社会福祉法人千葉県社会福祉協議会  
福祉資金部(コロナ特例貸付担当)**

【住所】〒260-0015 千葉県千葉市中央区富士見2丁目5番15号  
塚本千葉第三ビルディング8階

【電話番号】050-2018-7007 【受付時間】平日 9:30～16:00

<https://liff.line.me/1645278921-kWRPP32q/?accountId=424fczgr>



- 【お願い】
- ・ 書類の直接受付はしていません。ご持参によるお手続きはご遠慮ください。
  - ・ この通知が届いた直後などは電話がつながりにくい場合があります。ご了承ください。
  - ・ 一度ご提出いただいた書類については返却いたしかねます。ご了承ください。